



## KPMG Webセミナー

# 改正TFRS for NPAEs(非公開会社用 タイ国財務報告基準)適用の実務



**KPMG Webセミナーにご参加頂きありがとうございます。**

**本セミナーはタイ時間13:00（日本時間15:00）より開始します。**

**もうしばらくお待ちください。**

### ＜セミナー参加にあたっての留意点＞

- 参加者側のデバイスのマイクは自動オフの設定としております。
- セミナー内容・環境に関するご質問・コメントは、チャットボックスより送信ください。（※）
- WebEX画面上「レイアウト」ボタンより、資料の全画面表示等、表示方法を変更いただけます。
- （※）送信されたコメントは、KPMG運営者のみ閲覧できます（他の参加者からは見えません）。
- （※）ご質問等についてはできる限りQ&Aコーナーで回答させていただき、答えられない場合は、別途Email等で回答させていただきます。



## KPMG Webセミナー

# 改正TFRS for NPAEs(非公開会社用 タイ国財務報告基準)適用の実務

3月9日(木) 13:00-14:00 (タイ時間)  
15:00-16:00 (日本時間)

## Cisco WebEx



三浦 一郎  
Audit Partner



宮田 一宏  
Audit Partner



養毛 徹  
Audit Associate Director

# KPMG Institute Thailand

## 講師紹介



**三浦 一郎**

**COO/Partner,  
Audit**

日本国公認会計士

- 1994年朝日監査法人入所。日本国内において製造業、小売業、その他の会計監査、各種コンサルティング等に従事。
- 2000年よりタイにおける日系企業をサポートするためにバンコク事務所に駐在。
- 2004年8月より日系企業サポート体制確立のため、あずさ監査法人からKPMGメキシコ事務所に赴任。
- 2007年10月より監査パートナーとしてバンコク事務所に勤務。



**宮田 一宏**

**Partner, Audit**

米国公認会計士

- 2000年10月に朝日監査法人（現あずさ監査法人）東京事務所入所。
- 日本国内において、主に、ソフトウェアメーカー、総合商社等の会計監査及びデューデリジェンス業務に従事。
- 2009年7月よりKPMGバンコク事務所に赴任。



**蓑毛 徹**

**Associate Director,  
Audit**

日本国公認会計士

- 2007年にあずさ監査法人東京事務所に入所。日本国内において、主に通信事業会社、石油開発・生産事業会社、製薬会社等の会計監査の他、IFRSコンバージェンス、財務デューデリジェンス業務に従事。
- 2015年7月よりKPMGバンコク事務所に赴任し、税務・法務業務に従事し、2016年7月より税務・法務部門から監査部門へ異動し、多種多様の業界の日系企業の監査業務及びコーディネーション業務に従事。
- 2019年7月にあずさ監査法人に帰任後、2021年11月にKPMGバンコク事務所に転籍して現在に至る。

# KPMG Webセミナー TFRS for NPAEs 改定案の概要

## 本日の予定

時間	項目	講師
13:00 – 13:10	タイ国会計基準の概要	三浦
13:10 – 13:25	改定NPAE適用の実務 I (退職後給付、政府補助金)	宮田
13:25 – 13:45	改定NPAE適用の実務 II (収益認識、外貨換算、デリバティブ、企業結合)	蓑毛
13:45 – 14:00	Q&A	三浦、宮田、蓑毛

01

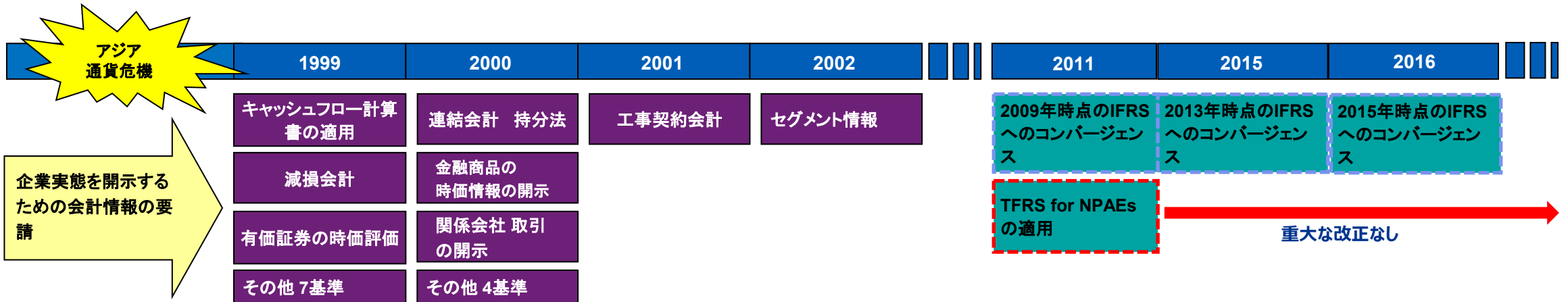
## タイ国会計基準の概要

# タイ国会計基準の概要

タイ国会計基準は、タイ会計士連盟（The Federation of Accounting Professions、TFAC）が設定主体となり、財務諸表を作成する企業が公的説明責任を有するか否かによって適用すべき会計基準を2つに分けて設定されている。



## タイ国会計基準の変遷（アジア通貨危機～）



# 日本の会計制度

日本の上場企業は、会計基準に関して日本基準、国際財務報告基準（IFRS）、米国基準のいずれかを適用しており、親会社が日本基準を採用している場合には、通常、海外子会社はIFRSを適用することが求められている。

親会社の会計基準	日本基準 (J-GAAP)	国際財務報告基準 (IFRS)	米国基準 (USGAAP)
タイ子会社の会計基準 (親会社連結目的)	通常、IFRS ★	IFRS	USGAAP
タイ子会社の会計基準 (現地財務諸表用)	ほとんどの場合、TFRS for NPAEs		

★ 原則として、企業グループ内の会計処理は統一することが必要（つまり、タイ子会社も日本基準）であるが、「企業会計基準委員会 実務対応報告第18号」は、海外子会社の財務諸表を、IFRS又は米国基準にて作成することを容認している。  
ただし、「のれんの非償却」、「退職給付会計の数理計算上の差異の費用処理」、「開発費の資産計上」、「固定資産/投資不動産の時価評価」の4項目については、IFRSの会計処理を適用せず、日本基準と同様の処理に修正する。

➡ **企業グループ内の重要度により除外されている場合を除き、在タイ子会社はタイ基準からIFRSへ組み替えて親会社に報告することが求められる。**（ただし、上記4項目を除く）



# TFRS for NPAEs改定の概要

## 改定のキーコンセプト



### 基準の網羅性の改善

より多くの取引にかかる会計処理の  
ガイダンスの追加

### 簡索性の維持

既存の基準は維持しつつTFAC  
ガイダンスを統合



### オプションの提供

連結財務諸表及び包括利益の開示、  
機能通貨会計等のインに適用オプシ  
ョンが追加

## 追加された会計基準



- 農業
- 政府補助金
- デリバティブ
- 企業結合
- 鉱物資源の探査及び評価
- サービス譲与契約

## 既存の会計基準の改定及 び以下のTFRS for NPAEsガイダンスの統合



- No. 13/2555
- No. 14/2555
- No. 29/2554
- No. 42/2563



### 適用日

2023年1月1日以降開始事業年度



2022年11月に公表



# TFRS for NPAEsとIFRSの主な会計基準差異

主な差異項目	IFRS	改正前NPAEs	改正後NPAEs
包括利益	IAS 1号	規定なし	会計基準追加 (任意適用)
キャッシュ・フロー計算書	IAS 7号	規定なしただし、TAS第7号の任意適用可能	変更なし
連結財務諸表	IAS27号	規定なし ただしTAS第27号の任意適用が可能	会計基準追加 (任意適用)
退職給付会計	IAS24号	規定なし ただしTAS24号の任意適用が可能	変更なし
税効果会計	IAS12号	規定なし ただしTAS第12号の任意適用が可能	変更なし
デリバティブ取引	IFRS9号	規定なし	会計基準追加 (任意適用)
機能通貨	IFRS21号	規定なし	会計基準追加 (任意適用)
収益認識	認識基準：支配の移転	認識基準：経済的便益の移転	以下のコンセプトを追加 - カスタマー・ロイヤリティー・プログラム - 本人・代理人
リース会計	借り手については、すべてのリース取引をオンバランス	解約不能・フルペイアウトに該当するか否かで、ファイナンス・リース、オペレーティング・リースに区分	変更なし

# 02

改訂版TFRS for NPAEs  
適用の実務 I  
(退職後給付、政府補助金)

# ユニット18 退職後給付会計-退職後給付制度

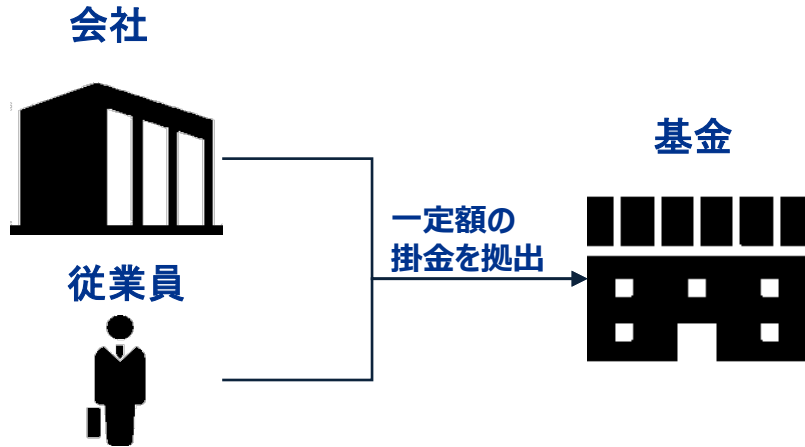
退職後給付制度とは雇用関係の終了時に、企業が従業員に対し給付を支給する正式または非公式の取り決め

## 退職後給付制度の区分

### 確定拠出制度

企業が掛金を基金に拠出し（従業員も拠出する場合もある）、従業員自ら運用する退職後給付制度  
企業の責務は一定額を拠出するのみ。

#### <タイで一般的な確定拠出制度：プロビデントファンド>



### 確定給付制度

従業員が受け取る「給付額」があらかじめ約束されている退職後給付制度  
企業は約束した給付額を退職後に支払う義務を負う。

#### <確定給付制度：労働者保護法の解雇補償金>

勤続期間	解雇金	勤続期間	解雇金
120日～1年未満	退職時賃金 30日以上	6年～10年未満	退職時賃金 240日以上
1年～3年未満	退職時賃金 90日以上	10年～20年未満	退職時賃金 300日以上
3年～6年未満	退職時賃金 180日以上	20年以上	退職時賃金 400日以上

※定年退職も、企業側の事由による、解雇と扱われる。

## ユニット18 退職後給付会計- 会計基準

NPAEs上、退職後給付債務は経営者の最善の見積もりで計上することが要求されている。また、任意でPAEsの会計基準TAS19を適用し、年金数理計算に基づき、計上することも認められている。

経営者の最善の見積もりに基づき計上

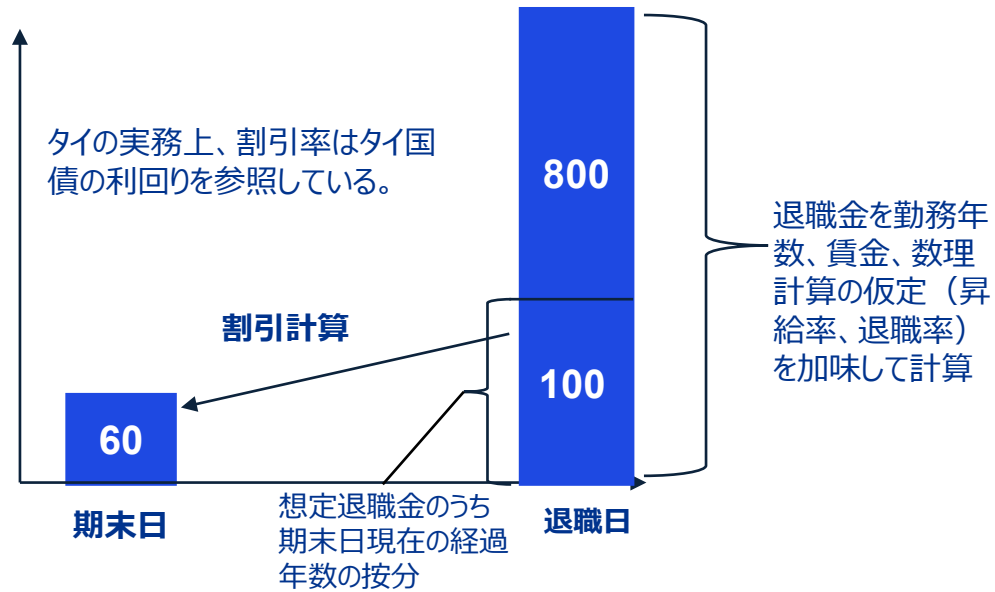
TAS19を任意適用し、年金数理計算に基づき計上

※NPAEs上、TAS19の適用はせずに、年金数理計算の結果を経営者の最善の見積もりとして用いて、退職後給付債務として計上することも可能。TAS19を適用する場合との違いは、TAS19で要求される詳細な注記を省略できることにある。

# ユニット18 退職後給付会計- 確定給付制度の会計処理

確定給付制度債務は、従業員から受けた勤務の対価として企業が将来支払わなければならない予想給付額をいいます。

## 退職給付債務の見積もり



## 退職給付費用

TAS19の適用の有無によって、数理計算上の差異の計上方法が異なります。

### 経営者の最善の見積もり

#### 損益に計上される費用

勤務費用	XXX
利息費用	XXX
過去勤務債務	XXX
数理計算上の差異	XXX

### TAS19を任意適用

#### 損益に計上される費用

勤務費用	XXX
利息費用	XXX
過去勤務債務	XXX

#### 剰余金に直接計上される費用

数理計算上の差異	XXX
----------	-----

包括利益計算書を  
開示する場合、その  
他包括利益で計上。

※年金数理人による、年金数理計算レポート（アクチュアリーレポート）は原則的に、直近の情報に基づき、毎年更新する必要があります。ただ、従業員数、給与、退職率などの仮定の変動が僅かで、退職給付後債務に大きな影響がない場合、レポートに記載の翌年以降の数値を使用することが、実務上、許容されるケースもあります。

# ユニット18 退職後給付会計-包括利益計算書

改定版TFRS for NPAEsでは、連結財務諸表、包括利益計算書、期中財務報告の開示の任意適用が認められます。

## 包括利益：資本取引以外の純資産の変動（当期純利益＋その他包括利益）

<1計算方式>

包括利益計算書		資産	負債
売上高	XXX	----	----
----	XXX	----	----
当期純利益	XXX	----	----
その他の包括利益		----	資本
将来損益に組み替えられない項目		----	----
<b>確定給付の再測定</b>	<b>XXX</b>	----	<b>利益剰余金</b>
将来損益に組み替えられる可能性のある項目		----	<b>その他包括利益累</b>
その他有価証券評価差額金	XXX	----	<b>計額</b>
キャッシュ・フローヘッジ	XXX	----	
その他包括利益合計	XXX		
包括利益	XXX		

# ユニット23 政府補助金の収益及び資産認識

政府補助金は補助金が交付されるのに必要な条件を満たし、補助金を受領することについて合理的な保証が得られた時点で認識する。

資産取得に関連して、受領する政府補助金は繰延収益法と資産控除法のいずれかを選択適用できる。

繰延収益法

資産控除法

資産取得・補助金  
受領時

資産取得後

資産取得・補助金  
受領時

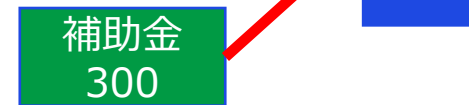
資産取得後



補助金を繰り延べて、関連する資産の耐用年数に亘り認識



損益影響



補助金を取得価額から控除



損益影響





# 03

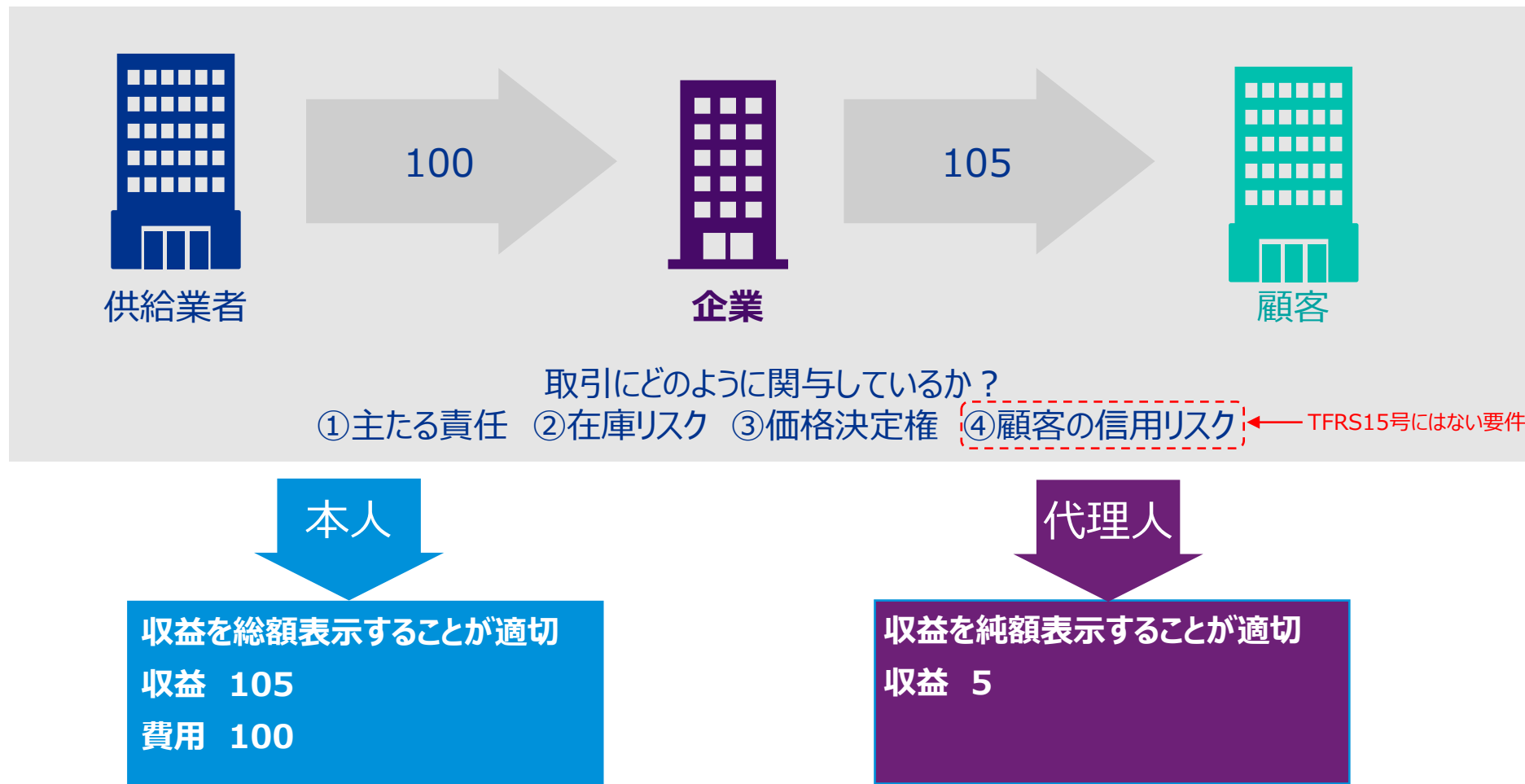
改訂版TFRS for NPAEs

適用の実務 II

(収益認識、デリバティブ、企業  
結合会計)

# ユニット18 収益認識 – 本人・代理人 (1/2)

収益認識の本人・代理人の論点が明示されます。



# ユニット18 収益認識 – 本人・代理人 (2/2)

## 取引の関与にかかる指標の検討

指標	関連する検討事項
<b>主たる責任</b> 企業は特定された財又はサービスの提供に主たる責任を有している	企業は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特定された財又はサービスの受入可能性に責任を負っている。</li> <li>- 顧客からの注文の受理及び却下に関して裁量権を有する。</li> <li>- 顧客が注文する財又はサービスを複数の供給者から調達できる。</li> <li>- 納品及び供給者から受け取り最終顧客に届けられるまでの間の紛失又は損傷に責任を負う。</li> <li>- 販売戦略に責任を負う。</li> <li>- 約束の履行に責任を負うと顧客がみなす当事者である。</li> </ul> 企業が、 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 顧客との契約を獲得する前に特定された財又はサービスを取得する又は取得することを確約する。</li> <li>- 最終顧客に販売される前に、所有している棚卸資産に関する、棚卸資産価値の喪失を含む、損傷及び製品の紛失に責任を負う。</li> <li>- 顧客の返品に責任を負う。</li> <li>- 最低発注量を確約する。</li> <li>- 売れ残り在庫を供給業者に返品する権利を有していない。</li> </ul>
<b>価格決定権</b> 企業は特定された財又はサービスの価格を設定する裁量権を有している	供給業者に支払われる金額は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 単位あたりの固定価格である。</li> <li>- もととなる財又はサービスの通貨の金額又は価値の一定割合として決められる手数料又は報酬ベースではない。</li> </ul>
<b>顧客の信用リスク</b> 企業が顧客の信用リスクを負っている。	企業が、顧客の信用リスク（債務不履行リスク）を負う。

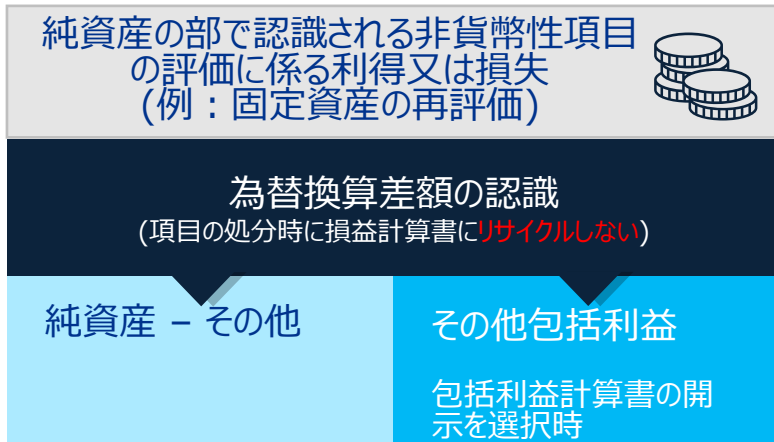
**総合的に  
判断**

# ユニット21 為替換算レート変更の損益影響 (1/2)

- 機能通貨会計の任意適用

TAS 21号  
適用

- 非貨幣性項目の為替換算



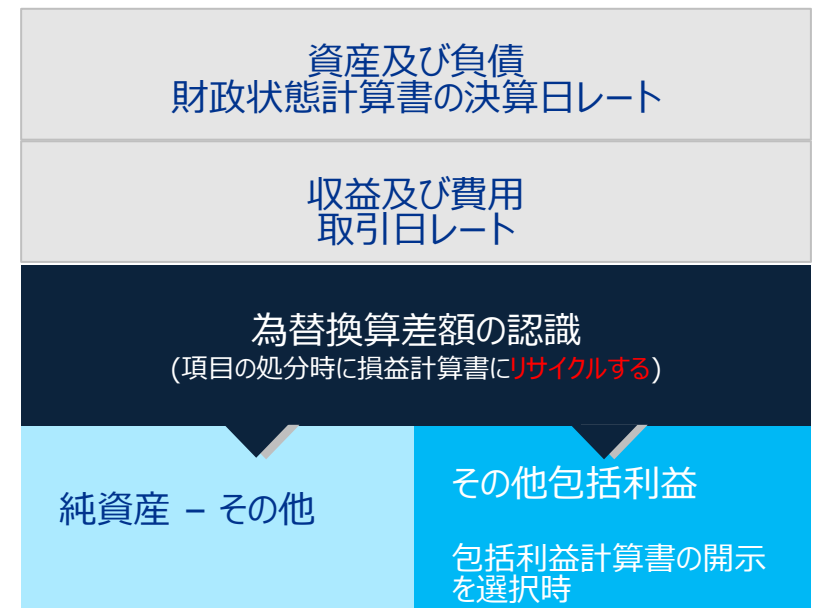
- 貨幣性項目の為替換算

次スライド参照

- 連結又は持分法により含まれる在外営業活動体

TAS 21号  
適用

- 在外支店

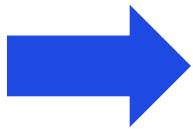


# ユニット21 為替換算レート変更の損益影響 (2/2)

## 貨幣性項目の為替換算

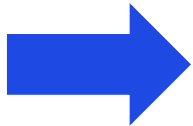
現行のTFRS for NPAEsにおける以下のパラグラフが削除されるため、会計上は、貨幣性項目についてTTBとTTSの使い分けが不要となる。

“Monetary assets and liabilities that are in a foreign currency shall be translated using bank’s buying rate and selling rate, respectively”



トレジャリー・センターのように、グループ会社から余剰資金を集約し、他のグループ会社に貸付を行っている会社においては、従前、貸付金はTTB換算、借入金はTTS換算をする必要があり、TTSとTTB間のレート差による為替影響が損益計算書に反映されてしまうという問題があったが、TTM等の単一レートを利用することにより、当該問題は解消できるようになった。

一方で



**税務上**は、貨幣性項目の換算レートを定めているRevenue Code Section 65 Bisにより、商業銀行やその他金融機関を除き、TTSとTTBの利用が求められていましたが、2019年のRevenue Codeの改正により、TTSとTTBの仲値レートの使用が認められるようになった。ただし、換算レートの変更には事前に歳入局の承認が必要となります。

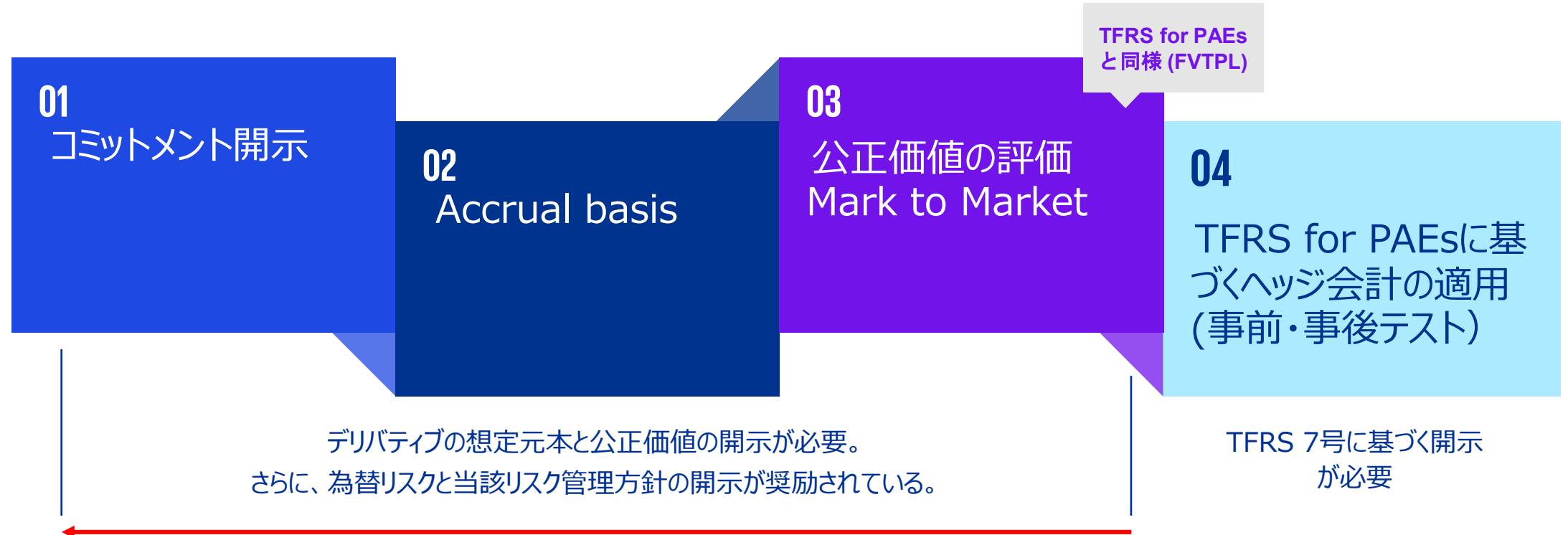
(5) Money, asset or liability having value or price in foreign currency on the last day of an accounting period, shall be converted into value or price in Thai currency as follows:

(a) **in the case of a company or juristic partnership other than (b)**, the value or price of money or assets shall be converted to Thai currency using the average buying rate of commercial banks that is calculated by the Bank of Thailand. The value or price of liability shall be converted to Thai currency using the average selling rate of commercial banks that is calculated by the Bank of Thailand.

(b) **In case of a commercial bank, or other financial institution as prescribed by the Minister**, the value or price of money, assets or liability shall be converted to Thai currency using the average buying and selling rates of commercial banks that are calculated by the Bank of Thailand.

# ユニット24 デリバティブ (追加) (1/2)

従来、デリバティブに関する基準がありませんでしたが、会計基準が追加され、以下の4つのオプションが選択適用となります。なお、一旦採用した会計方針は継続して適用することになります。



★ポイント：基本的にはこの方向での会計方針の変更は認められない



会計方針の変更が会計事象等を財務諸表に、より適切に反映するために行われなければならないため、原則的な方法から簡易的な方法への変更は基本認められない。

# ユニット24 デリバティブ (追加) (2/2)

## Accrual basisの仕訳例

### (設例)

日本のサプライヤーから、2022年11月1日に商品100円を輸入（掛け仕入）を行ったが、為替変動リスクを軽減するため、同日付で銀行との間で為替予約契約を締結した。なお、決算期は12月末であり、買掛金の支払いは2023年1月末である。

- 取引日レート : 0.25 THB/JPY
- 為替予約レート : 0.28 THB/JPY
- 期末日レート : 0.29 THB/JPY
- 決済日のレート : 0.30 THB/JPY

時系列	借方	金額 (THB)	貸方	金額 (THB)
輸入 + 為替予約締結時	棚卸資産	$100 * 0.25 = 25$	買掛金	25
	繰延勘定	3	為替予約	$100 * (0.28 - 0.25) = 3$
期末日-買掛金の評価替え	為替差損益	4	買掛金	$100 * (0.29 - 0.25) = 4$
期末日-繰越勘定の償却	為替差損益	2	繰延勘定	$3 * 2ヶ月 / 3ヶ月 = 2$
期末日-為替予約の評価替え	為替予約	$100 * (0.29 - 0.25) = 4$	為替差損益	4
決済日-繰越勘定の償却	為替差損益	1	繰延勘定	1
			買掛金	25 + 4 = 29
決済日-予約レートでの決済			現金	28
			為替予約	1

### 期末日時点の貸借対照表

貸方		借方	
棚卸資産	25	買掛金	29
為替予約	1		
繰延勘定	1	当期純損失	-2
	27		27



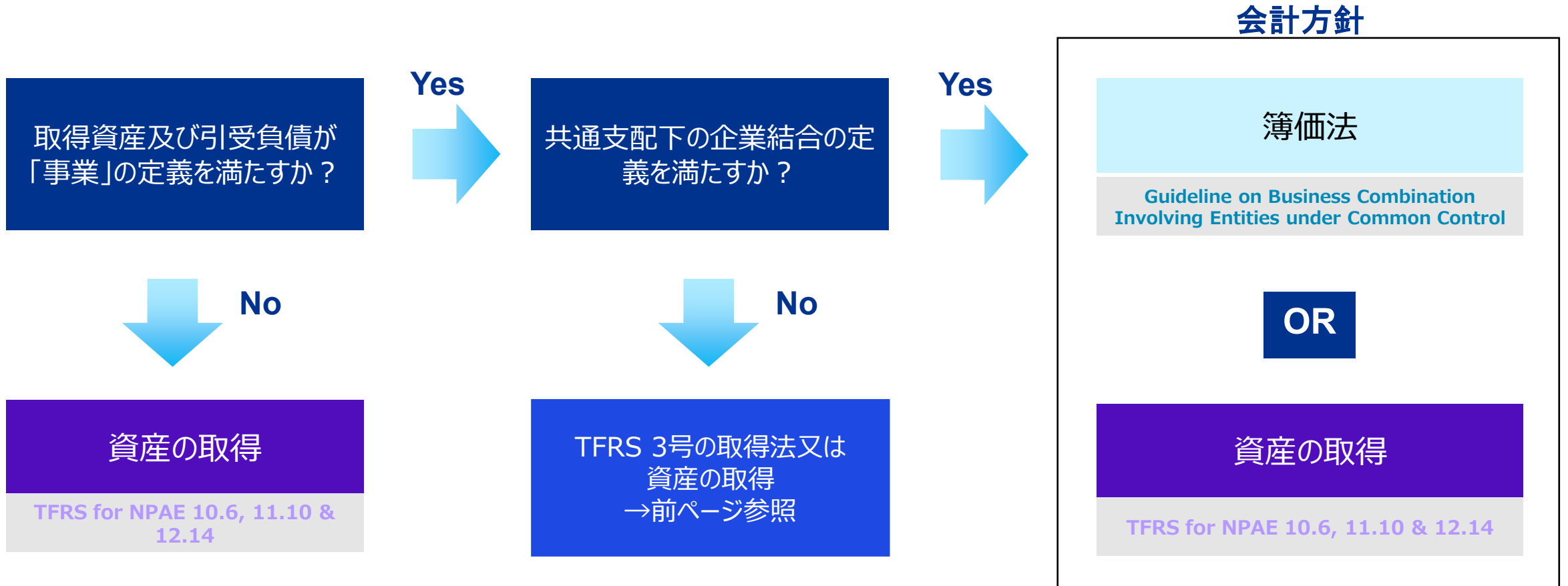
# ユニット25 企業結合 (追加) (1/2)

企業結合に関する会計基準が追加されました。ただし、共通支配下の取引に関しては、本基準は適用されません。



# ユニット25 企業結合 (追加) (2/2)

共通支配下の企業結合については、2009年にタイ会計士協会（TFAC、旧FAP）が別途、会計処理のガイダンスを出しており、共通支配下の企業結合の定義を満たす場合は、簿価法による会計処理が求められる。





# 參考資料

# TFRS for NPAEs 改定内容

ユニット	トピック	改正項目
01	背景と目的	改正の背景と目的 ①基準の網羅性の改善、②簡素性の維持、③オプションの提供
02	スコープ	NPAEsの定義について詳細を追加
03	フレームワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>- ゴーイング・コンサーンの概念、継続企業的前提に疑義を生じさせる事象や状況の例示の追加</li> <li>- 形式よりも実質が重視される事象の例示：ファイナンス・リースの判定、連結財務諸表を作成する場合の投資先への支配の評価</li> </ul>
04	財務諸表の開示	連結財務諸表、包括利益、期中財務報告の任意適用
05	会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬	会計方針変更のコンセプト：遡及修正、修正遡及適用、プロスペクティブ・アプローチ
06	現金及び現金等価物	現預金の定義を明確化
07	売上債権	償却済債権からの入金時の会計処理：入金額を営業外収入で計上することが認められる
08	棚卸資産	「ユニット 2 1 農業」、「ユニット27鉱物資源の探査及び評価」の会計基準が親設されたことに伴い農作物、鉱物、商品相場ブローカーの在庫評価方法についての会計基準が追加

# TFRS for NPAEs 改定内容

ユニット	トピック	改正項目
09	投資	<p>定義の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 子会社：会社が議決権の過半数を有する株式会社。議決権所有割合が過半に満たない場合は、当該会社を支配している事を証明できない場合は、子会社と認められない。子会社の定義につき、IFRSへコンバージョン</li> <li>- 株式の取得関連費用：株式取得に直接起因する費用</li> </ul>
10	有形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 土地の取得価額に含まれる付随費用等の耐用年数の考え方</li> <li>- 価値の恒久的な下落の指標がある場合の評価（減損評価）：回収可能価額の算出方法を明確化。正味売却価額もしくは使用価値（信頼性をもって見積可能な場合に限る）</li> <li>- 原価モデル（取得原価－減価償却累計額－減損損失累計額）に加えて、再評価モデル（再評価価額－再評価後の減価償却累計額）を選択可能</li> </ul>
11	無形固定資産	<p>耐用年数を確定できない無形資産の償却方法の改定</p> <p>改定前一律10年→改定後10年もしくはそれ以内、のれんについては20年償却</p>
12	投資不動産	<p>原価モデル（取得原価－減価償却累計額－減損損失累計額）に加えて、公正価値モデル（投資不動産を公正価値で每期評価）を選択可能</p>
16	引当金と偶発債務・偶発資産	<p>偶発資産の定義と開示要件を追加 - 経済的利益を受け取ることが事実上確実である場合、収益を認識せず、事実と見積収益金額等を開示する（最善の見積り方法を使用）</p>

# TFRS for NPAEs 改定内容

ユニット	トピック	改正項目
18	収益認識	カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに係る会計基準の追加 プリンシパル（本人）、エージェント（代理人）の概念を追加
21	為替換算レート変更の損益影響	以下の会計基準・概念を追加 - 機能通貨会計の任意適用 - 資本および その他包括利益 で認識される非貨幣性項目の換算 - 在外営業活動体の損益および財政状態計算書の表示通貨への換算
22	農業 (新会計基準)	「IAS 41号 農業」の会計基準をコンバージョン
23	政府補助金 (新会計基準)	「IAS 20号 政府補助金の収益及び資産認識」の会計基準をコンバージョン 資産に関する政府補助金は次のいずれかを会計方針として選択する 1. 政府補助金を繰延収益とし、資産の耐用年数にわたって定期的に当期利益に計上する。 2. 政府補助金を資産の帳簿価額から直接減額する。
24	デリバティブ (新会計基準)	デリバティブ取引の会計基準を新設 デリバティブ取引は次の4つの会計処理を選択適用可能： 1. オフバランス（開示のみ） 2. Accrual Basis 3. 時価評価 4. ヘッジ会計



# TFRS for NPAEs 改定内容

ユニット	トピック	改正項目
25	サービス譲与契約 (新会計基準)	「IFRIC 12号 サービス譲与契約」の会計基準をコンバージョン
26	企業結合 (新会計基準)	企業結合会計に係る会計基準を新設
27	鉱物資源の探査及び評価 (新会計基準)	「IFRS 6号 鉱物資源の探査及び評価」の会計基準をコンバージョン
28	適用日及び経過措置	遡及適用、修正遡及適用、プロスペクティブ・アプローチ

本日のセミナーにご参加いただきありがとうございました。



### お問い合わせ先



**三浦 一郎**  
COO/パートナー  
(監査)

imiura@kpmg.co.th  
+66 2 677 2119



**宮田 一宏**  
パートナー  
(監査)

kazuhiro@kpmg.co.th  
+66 2 677 2126



**蓑毛 徹**  
アソシエイトディレクター  
(監査)

tminomo@kpmg.co.th  
+66 2 677 2377



*The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation*